

／ さあ、はじめよう！ ／

練馬区で 福祉のお仕事



練馬区で介護サービス・障害福祉サービスの仕事に就くと、
充実したサポートが受けられます！

資格取得のための費用を助成します

練馬区内の介護・障害福祉サービス事業所にお勤めの方を対象に、
下記の資格の取得費用を練馬区が助成します。

- 介護職員初任者研修受講料助成 受講料の**10割**（上限10万円）
- 介護職員実務者研修受講料助成 受講料の**9割**（上限10万円）
- 介護福祉士資格取得費用助成 受験手数料（18,380円）・登録手数料（3,320円）**全額**

→ 申請要件は裏面をご覧ください



様々な研修を無料で受講できます

練馬区では、練馬福祉人材育成・研修センターを設置しています。

- 最新の知識や技術を学べる研修を**年間約120回**実施
- 介護福祉士の受験対策講座を開設（令和5年度合格率100%）

練馬区内の介護・障害福祉サービス事業所にお勤めの方は、**無料**で受講できます。

仕事に役立つ研修が
たくさん！



お問合せ

資格取得費用の助成に関すること

【令和7年3月31日まで】

高齢社会対策課 計画係

☎ 03-5984-4584

【令和7年4月1日から】

福祉部管理課ひと・まちづくり推進係

☎ 03-5984-1296

練馬福祉人材育成・研修センターの研修 に関すること

練馬福祉人材育成・研修センター

☎ 03-6758-0145（受付時間：平日9時～17時）

令和7年度

練馬区の福祉人材 資格取得助成事業



- ① 介護職員初任者研修を修了
 - ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
 - ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続している
- ※登録ヘルパーは、③に加えて従事時間が**90時間**を超えている

介護職員
初任者研修
受講料助成
最大10万円（受講料の10割）

STEP1

介護職員
実務者研修
受講料助成
最大10万円（受講料の9割）

STEP2

- ① 介護職員実務者研修を修了
- ② 研修修了日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**研修修了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した数が**90日以上**ある

- ① 介護福祉士試験に合格し、介護福祉士登録証の交付を受けた
- ② 介護福祉士登録日から3か月以内に区内介護サービス事業所または障害福祉サービス事業所に就労
- ③ 申請時に②の事業所に介護職員または障害福祉サービス従事者として就労しており、その就労期間が**介護福祉士登録日以後6か月以上**継続し、かつ従事した日数が**90日以上**ある

介護福祉士
資格取得費用助成
受験手数料（18,380円）と
登録手数料（3,320円）全額

STEP3

NEW!

令和7年度から

事業所が受講料等
を立て替えた場合

事業所が区に直接申請できます。

※ 本人と事業所で申請方法等が異なりますので、詳細は練馬区ホームページでご確認ください。

注意事項

※ いずれの助成も、予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。ご了承ください。

- いずれの助成も①～③の要件を**全て満たす方**が対象です。他に助成を受けている方は申請できません。
- ②の要件は、研修修了日（介護福祉士登録日）時点ですすでに対象の事業所に就労している場合、要件を満たしているものとします。

※ **申請期限は要件を全て満たした日の翌日から3か月以内です。期限を過ぎた場合には受付できません。**

受付・問合せ

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページからダウンロードできるほか、下記担当部署で配布しています。

【申請書・事業のご案内等のダウンロード】

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/joseiseido/>

【担当部署（申請書提出先）】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

福祉部管理課 ひと・まちづくり推進係（区役所 西庁舎3階） 電話：03(5984)1296

